

使事検（再確認・再検査）によって検出された設工認変更が必要な項目について

1. はじめに

「分析設備関連 施工に関する調査状況についての報告書」（MSR-22-006 R1 2022年4月26日）において、信頼性の確認の意味で使事検を再確認・再検査することとしている。

この再確認・再検査を実施する中で、設工認の記載を変更すべき項目が見出されたため、本資料においてその結果を整理した。

これらの設工認申請書の変更にあたっては技術基準適合性の評価を実施し、影響がないことを確認した。

2. 使事検（再確認・再検査）での抽出事例について

上述の通り、使事検（再確認・再検査）において抽出された設工認申請書を変更すべき項目を設備について別紙 1-1 に示す。番号は登録順となっている。

それぞれの項目は設工認への影響により以下の4つに分類した。

変更区分を変更すべきもの

仕様表の変更内容の記載の改造内容を変更すべきもの

機器図等図面を変更すべきもの

その他関連箇所

3. 設工認の変更について（新旧比較）

変更すべき項目毎に、変更箇所を新旧比較表で別資料に示す。

4. 技術基準への適合性

全ての変更すべき項目について技術基準への適合性を設計番号毎に確認した。その結果を設備（「**検査の項目及び方法**」の変更該当箇所含む）について別紙 1-1 に示す。

変更内容の記載の変更として、一部に仕様の変更を伴うものがある。これらについては技術基準への適合性を確認する必要がある。別紙 1-1 に適合性の確認結果をあわせて示す。

いずれも今回の変更により、技術基準への適合性に問題ないことを確認した。

以上

使事検(再確認・再検査)によって検出された設工認変更が必要な項目について【設備】

下線部は商業機密情報

No.	分類	安全機能番号	次数	仕様表番号	仕様表名称	設備・機器名称	変更区分	工程	設工認上の問題点	設工認上の対応策	変更区分	仕様表(変更内容他)	図面	その他関連箇所	技術基準の適合性
1	アンカー位置	94	6次	表イ設-37	ロータリーキルン	ロータリーキルン(1) ロータリーキルン(2)	改造	転換	アンカープラン(H-H断面)について、2本アンカーと3本アンカーの配置が逆の記載であった。	機器図のアンカー配置図を修正する(3本アンカー、2本アンカーを逆にする)。	-	-	6次 P.2753	-	本設備は耐震1類である。耐震評価モデルの当該部分のアンカーボルトの配置は、現物と合致しており、今回の機器図の適正化による耐震・竜巻評価上の影響はない。
2	アンカーボルトサイズ	108	5次	表イ設-11	UO2バックアップフィルタ	UO2バックアップフィルタ(1) UO2バックアップフィルタ(2)	改造	転換	UO2バックアップフィルタ(1)(2)のアンカーボルト全数(4本×2系統×8本)(既設)について、使事検の結果、ボルトサイズが□ではなく、□ネジであった。	仕様表、機器図のアンカーサイズを□に修正する。	-	仕様表 5次 P.66 追仕様表 6次 P.617 7次 P.196	5次 P.405	-	本設備は耐震1類である。アンカーボルトにかかる荷重は解析モデル評価により求めており、検定比は0.08である。耐震評価上のボルトサイズに比べ、現物のボルトサイズは大きく、耐震評価上の検定比は減少する(安全側)方向であり、問題はない。同様に、竜巻評価上の影響も、ボルトサイズが増大する方向であり、問題ない方向となる。
3	遮熱板の材料	117	6次	表イ設-40	大型混合装置	大型混合装置	改造	転換	遮熱板(既設)材質を□と書くべきものを□と記載していた。また、一部の遮熱板に□が使用されていた。	材料一覧、機器図を□にする。また、追加工事として、□を□に交換する。□から□への改造は、仕様表の現状の「変更内容」で読めるとして追記はしない。	-	材料一覧 6次 P.493	6次 P.2770	-	1時間耐火を満たすため、この変更に対する火災影響評価上の影響はない。また、視認性の確保については開閉式の簡易窓を設けるが、遮熱板と同じ材料とするため、火災影響評価上の影響はない。
4	容器ホルダの板厚	122	6次	表イ設-44	回転混合機(金属容器(粉末)混合)	回転混合機(金属容器(粉末)混合)	改造	転換	容器ホルダ(既設)について、厚さ□(制限値:厚さ□以上)と記載しているが現物(既設)の厚みは□であり、設工認と不整合となっている。	仕様表の記載、機器図の寸法を厚さ□から一般に流通している厚さ□に修正する。制限値(厚さ□以上)は変更しない。追加工事として、容器ホルダーを上記仕様のとおり改造する。	-	仕様表 6次 P.292 追仕様表 7次 P.296	6次 P.2779	6次 P.4690 7次 P.2547	本設備は耐震2類である。設工認の落下防止評価条件と整合させるために追加工事として計画を変更するものであり、技術基準への影響はない。ホルダ部分の板厚増加により質量が増加になるが、容器ホルダの質量の増加は、耐震評価上の質量の余裕に包絡され、評価上の影響はない。竜巻評価に対しては、質量が大きくなる方向となるため、評価上の影響はない。
5	遮熱板の形状	122	6次	表イ設-44	回転混合機(金属容器(粉末)混合)	回転混合機(金属容器(粉末)混合)	改造	転換	遮熱板形状について、他設備との干渉を考慮した切り欠きが機器図に未反映であった。また、火災影響評価図の必要離隔距離に切り欠きの影響が考慮されていない。	機器図を切り欠きありに修正する。また、遮熱板の切り欠きを考慮し、オイルパンのみ(遮熱板なし)として火災影響評価を実施する。	-	-	6次 P.2780 6次 P.2944	火災説明書 6次 P.5663 6次 P.5668	遮熱板がなかったとした場合の必要離隔距離の範囲内に防護すべき設備はなく火災影響評価上問題ない。
6	寸法	137	6次	表イ設-55	バックアップフィルタ(粉末輸送装置①)	バックアップフィルタ(粉末輸送装置①)	改造	転換	設工認上は横幅について□と記載されているのに対し、検査をしたところ□であった(既設)。	仕様表、機器図の寸法を□から□に修正する。	-	仕様表 6次 P.314 追仕様表 7次 P.318	6次 P.2800	-	仕様表、機器図の記載の見直しであるが、耐震評価上は、架台の寸法をベースに、フィルタ自体は架台上的の質点として評価を行っているため、耐震荷重を受け持つ架台の寸法に変化はなく、耐震評価に用いている数値ではないため耐震評価への影響はない。また、フィルタを収納するカバー部の寸法の変更であり、内部のフィルタ形状(寸法)の変更はない。竜巻評価については風圧を受ける面積を保守的に評価しており、影響はない。
7	寸法	709	6次	表ト設-液2	洗浄液受槽	廃液処理設備(1) 洗浄液受槽	改造	転換	設工認上は蓋厚みを含めない寸法として□と記載されているのに対し、検査をしたところ□(蓋厚みを含めた寸法が□)であった(既設)。	機器図の寸法位置を蓋を含めた寸法□に修正する。	-	-	6次 P.3795	-	本設備は耐震1類である。寸法の引き出し位置を明確にするための機器図の記載の見直し(誤記訂正)であり、耐震モデル上、蓋厚みも含めて評価しており、耐震・竜巻評価上の影響はない。
8	アンカーボルトサイズ	725	6次	表ト設-液10	廃液貯槽(ウラン回収(第1系列)系統)	廃液処理設備(1) 廃液貯槽(ウラン回収(第1系列)系統)	改造	転換	・アンカーボルト(既設)□に対し、現物は□未満であった ・耐竜巻計算書には□金属拡張アンカーの許容値が記載されていた。	アンカーボルトの追設位置の制約を考慮し、サイズアップして□アンカーを4本追設する。その旨、申請書の記載を変更する。また、仕様表に耐震補強する旨追記する。 耐竜巻計算書の記載値を□接着系アンカーの許容値に修正する。	-	仕様表 6次 P.1928 追仕様表 7次 P.1528	6次 P.3808	耐竜巻計算書 6次 P.5889	耐震3類のため、設工認申請書に検定比を記載していないが、現在の評価では、検定比は0.29となる。これをサイズアップの上、アンカーボルトの追設位置の制約を考慮した上で評価すると検定比は0.45となり、耐震評価上の問題はない。なお、竜巻評価に対しては、検定比は0.46から0.15となる。いずれも評価の余裕の範囲に入っており問題ない。

使事検(再確認・再検査)によって検出された設工認変更が必要な項目について【設備】

下線部は商業機密情報

No.	分類	安全機能番号	回数	仕様表番号	仕様表名称	設備・機器名称	変更区分	工程	設工認上の問題点	設工認上の対応策	変更区分	仕様表(変更内容他)	図面	その他関連箇所	技術基準の適合性
9	ユニット図の記載	317	6次	表ハ設-30	フードボックス(3)	フードボックス(3)	変更なし	成形	フードボックス(3)のユニット寸法図で、正面図と側面図でユニットの位置(高さ)が異なる。正面図がフレーム上に位置しているがフレーム下が正しい。	ユニット寸法図の正面図のユニット位置を修正する。	-	-	6次 P.4120	-	正面図の作図誤記で、ユニット寸法、ユニット座標は正しい値のため、技術基準への影響はない。
10	保管容器の員数	545	7次	表ヘ設-12	保管容器(劣化・天然ウラン用)	保管容器(1)	変更なし	成形	仕様表に記載の員数の誤記。仕様表に15基と記載しているが25基が正しい。	仕様表の保管容器(1)の員数を25基に修正する。	-	7次 P.938 7次 P.939	-	-	劣化・天然ウラン専用容器のため臨界評価の対象外であること、貯蔵量管理は劣化・天然ウラン倉庫全体管理しているため、容器員数の修正による技術基準への影響はない。
11	貯蔵棚の員数	558	7次	追表ヘ設-38	仕上りベレット貯蔵棚	仕上りベレット貯蔵棚(前期型) 仕上りベレット貯蔵棚(後期型)	改造	成形	追仕様表に記載の員数の誤記。(2)前期型110基→88基、(3)後期型26基→48基(6次軽微変更の追仕様表への未反映)	(2)前期型110基→88基、(3)後期型26基→48基に追仕様表の員数を修正する。	-	7次 P.1115	-	-	過去の軽微変更における追仕様表への未反映(員数修正)の対応である。なお、耐震評価は保守側に質量の大きい貯蔵棚(前期型)で統一して実施しているため、員数内訳の変更による耐震評価上の影響はない。また、基数の合計は変わっていないことから、収納数全数への影響はない。
12	寸法	259	7次	表イ設-7	洗浄残渣沈殿槽	洗浄残渣沈殿槽(1)	改造	環境	洗浄残渣沈殿槽(1)の槽高さ寸法が設工認上は[]と記載されているのに対して、使事検で[](施工図寸法[])であったことが判明した。但し、機器図は施工図に合わせて[]と記載する(既設)。	仕様表、機器図(代表図)の槽高さ寸法を[]から施工図寸法の[]に修正する。	-	7次 P.158	7次 P.1889	-	本設備は耐震1類である。仕様表、機器図の記載の見直しであり、沈殿槽の槽高さを変更するが、この変更は、耐震モデルにはもともと考慮していない槽下部の配管との接続のための部位(下部に出っ張っている部分)も含めた寸法を槽高さとして変更するものであり、耐震モデル上の変更はなく、耐震評価上の影響はない。
13	アンカーボルトサイズ	791	7次	表ト設-固3	フラッシュチャンバ	フラッシュチャンバ	改造	環境	フラッシュチャンバのアンカーボルトサイズが設工認上は[]と記載されているのに対して、使事検で、[]であったことが判明した(既設)。	機器図(代表図)のボルト記載を[]から[]に修正する。	-	-	7次 P.2024	7次 P.3298	耐震3類のため、設工認申請書に検定比を記載していないが、検定比が0.19から0.24に増加することとなるが、評価の余裕の範囲に入っており耐震評価上の問題はない。
14	アンカーボルト材料	792	6次	表ト設-固2	集塵機	集塵機	改造	環境	集塵機のアンカーボルトの材質が設工認では[]と記載されているのに対し、[]と[]のアンカーボルトが据付けられている。	材料表に[]を追記する。	-	6次(材料表) P.1991	-	-	本設備は耐震3類である。材料一覧にアンカーボルト材質を記載するものであり、[]と[]は同じ許容値を採用して評価しているため、材質の変更による技術基準への影響はない。
15	アンカーボルトサイズ	799	7次	表ト設-固8	高性能エアフィルタ用廃棄物プレス	高性能エアフィルタ用廃棄物プレス	改造	環境	高性能エアフィルタ用廃棄物プレスのアンカーボルトサイズが設工認上は[]と記載されているのに対し、使事検で[]であったことが判明した(既設)。	仕様表、機器図(代表図)のボルト記載を[]から[]に修正する。	-	7次 P.1369	7次 P.2033	7次 P.3210 7次 P.3299	当該設備は、耐震2類およびF3竜巻の評価対象であるが、この記載の変更はボルトサイズが大きくなるため、現状の耐震評価上の検定比0.57より安全側になる方向であり、技術基準への影響はない。
16	アンカーボルトサイズ 取付ボルトサイズ	801	7次	表ト設-固9	破碎機	破碎機	改造	環境	以下破碎機の既設アンカーボルト、取付ボルトのサイズが設工認の記載値と検査結果が相違した(既設)。 設工認[]→検査[] ドラム缶フード部： 設工認[]→検査[] 破碎機架台： 設工認[]→検査[]	仕様表、機器図(代表図)のアンカーボルト、取付ボルト記載をそれぞれ修正する。	-	7次 P.1371	7次 P.2041	7次 P.3210 7次 P.3299	当該設備の内、破碎機本体、破碎機架台は耐震2類およびF3竜巻の評価対象であるが、ボルトサイズがそれぞれに大きくなること、また本数が増加することから評価は検定比0.98よりも安全側になるため、問題ない。
17	アンカーボルトサイズ	808	7次	表ト設-固14	分別・解体フード	分別・解体フード	改造	環境	分別・解体フードのアンカーボルトサイズが設工認上は[]と記載されているのに対して、使事検で、[]であったことが判明した(既設)。	機器図(代表図)のボルト記載を[]から[]に修正する。	-	-	7次 P.2054	7次 P.3299	耐震3類のため、設工認申請書に検定比を記載していないが、ボルトサイズが大きくなるため、耐震評価上は安全側であり問題ない。 なお、竜巻評価に対して、用いていた許容値に誤りがあり、再評価の結果、検定比が0.92から0.97と大きくなるが、更なる裕度向上のためのF3竜巻に対する評価であることを考慮すると、検定比は1未満であり、評価上問題ない。

使事検(再確認・再検査)によって検出された設工認変更が必要な項目について【設備】

下線部は商業機密情報

No.	分類	安全機能番号	次数	仕様表番号	仕様表名称	設備・機器名称	変更区分	工程	設工認上の問題点	設工認上の対応策	変更区分	仕様表(変更内容他)	図面	その他関連箇所	技術基準の適合性
18	寸法	813	7次	表ト設-固18	乾燥機	乾燥機(1)	変更なし 改造	環保	乾燥機(1)の奥行寸法が設工認上は[]と記載されているのに対し、使事検の結果、[]であったことが判明した(既設)。	仕様表、機器図(代表図)の奥行寸法を[]から[]に修正する。	-	7次 P.1389	7次 P.2059	-	当該設備は、耐震3類であるが、仕様表、機器図の記載の見直しであり、耐震評価上は、架台の寸法をベースに評価をしており、上部の機器は質量として扱い、大きさはモデル化していないため、当該寸法に変更があっても、耐震・竜巻評価に用いている数値ではないため問題ない。
19	寸法	814	7次	表ト設-固19	プラスト装置	プラスト装置(1)(2)	改造 改造	環保	以下機器の寸法が設工認の記載値と検査結果が相違した(既設)。 4:寸法(外寸) 設計値 サイクロン(1)高さ: [] → [] 集塵機(1)高さ: [] → [] プラスト装置(2)高さ: [] → [] 集塵機(2)奥行: [] → []	仕様表、機器図(代表図)の寸法記載をそれぞれ修正する。	-	7次 P.1391	7次 P.2062 7次 P.2063	-	本設備は耐震3類の対象設備であるが、設備機器の高さが高くなるため再評価を実施したところ、検定比0.12に対し変化はなく、耐震・竜巻に影響のない事を確認した。
20	寸法	817	7次	表ト設-固22	切断機	切断機(1)	変更なし 改造	環保	切断機の高さ寸法が設工認上は[]と記載されているのに対して、使事検で[]であったことが判明した。また、奥行寸法が設工認では[]と記載されているのに対して、使事検では[]であったことが判明した(既設)。	仕様表、機器図の高さ寸法を[]から[]に、奥行寸法を[]から[]に変更する。	-	7次 P.1397	7次 P.2066	-	当該設備は、耐震3類の対象設備である。耐震評価上は、架台の寸法をベースに評価をしており、上部の機器は質量として扱い、大きさはモデル化していないため、当該寸法に変更があっても耐震荷重を受け持つ架台の寸法に変化はなく、検定比0.8に対し検定比は変わらず影響はない。
21	高性能エアフィルタの材料	611	6次	表ト設-気7	気体廃棄設備(1)高性能エアフィルタ(1)	気体廃棄設備(1)高性能エアフィルタ	改造	気廃	材料一覧のフィルタに実際に使用していない[]と[]が記載されている。	材料一覧のフィルタから[]と[]を削除する。	-	6次 P.1951	-	-	使用していない材料記載の削除であり、技術基準への影響はない。
22	高性能エアフィルタの材料	611	6次	表ト設-気9	気体廃棄設備(1)高性能エアフィルタ(3)	気体廃棄設備(1)高性能エアフィルタ	改造	気廃	材料一覧のフィルタに実際に使用していない[]と[]が記載されている。	材料一覧のフィルタから[]と[]を削除する。	-	6次 P.1952	-	-	使用していない材料記載の削除であり、技術基準への影響はない。
23	配管分岐位置	618	5次	表ト設-1	気体廃棄設備(1)スクラバ(蒸発・加水分解系統)	気体廃棄設備(1)スクラバ(蒸発・加水分解系統)	改造	気廃(転換)	スクラバ系統図について、廃液処理設備(1)への接続配管分岐位置が相違していた(既設)。	スクラバ系統図について、分岐位置を正しく修正する。	-	-	5次 P.460	-	現物(修正後の系統)で耐震評価を実施しており、影響はない。また、液排出の機能に対しても影響はない。
24	系統図上の不要な弁の記載	631	6次	表ト設-気19	気体廃棄設備(1)アルカリスクラバ(ウラン回収第1系列系統)	気体廃棄設備(1)アルカリスクラバ(ウラン回収第1系列系統)	改造	気廃(転換)	スクラバ系統図について、現物よりも多く弁を記載していた(既設)。	スクラバ系統図について、不要な弁を削除する。	-	-	6次 P.3615	-	系統図誤記の修正であり、技術基準への影響はない。
25	寸法記号	641	6次	表ト設-気26	気体廃棄設備(2)給気ファン(1)	気体廃棄設備(2)給気ファン(ベレット加工室給気系統(1))	改造	気廃	図ト設-気3(1/4)-3「給気ファン(AH型複数ユニット)」において、機器図に記載している寸法記号WとLを逆に記載した。	機器図ト設-気3(1/4)-3の寸法記号WとLを修正する。	-	-	6次 P.3765	-	耐震評価の幅および奥行きに係る寸法は現物に合致した入力が入っており、機器図の記載の見直しによる技術基準への影響はない。
26	寸法記号	654	6次	表ト設-気42	気体廃棄設備(3)給気ファン(1)	気体廃棄設備(3)給気ファン(燃料棒溶接室給気系統)	変更なし	気廃	図ト設-気3(1/4)-3「給気ファン(AH型複数ユニット)」において、機器図に記載している寸法記号WとLを逆に記載した。	機器図ト設-気3(1/4)-3の寸法記号WとLを修正する。	-	-	6次 P.3765	-	耐震評価の幅および奥行きに係る寸法は現物に合致した入力が入っており、機器図の記載の見直しによる技術基準への影響はない。
27	寸法記号	654	6次	表ト設-気43	気体廃棄設備(3)給気ファン(2)	気体廃棄設備(3)給気ファン(ベレット加工室、前室(2)、廃液処理室、工作室、粉末貯蔵室(1)、粉末貯蔵室(2)、連絡通路給気系統(1)) 気体廃棄設備(3)給気ファン(ベレット加工室給気系統(2)) 気体廃棄設備(3)給気ファン(ベレット貯蔵室給気系統)	変更なし	気廃	図ト設-気3(1/4)-3「給気ファン(AH型複数ユニット)」において、機器図に記載している寸法記号WとLを逆に記載した。	機器図ト設-気3(1/4)-3の寸法記号WとLを修正する。	-	-	6次 P.3765	-	耐震評価の幅および奥行きに係る寸法は現物に合致した入力が入っており、機器図の記載の見直しによる技術基準への影響はない。

使事検（再確認・再検査）によって検出された設工認変更が必要な項目について【設備】

下線部は商業機密情報

No.	分類	安全機能番号	次数	仕様表番号	仕様表名称	設備・機器名称	変更区分	工程	設工認上の問題点	設工認上の対応策	変更区分	仕様表(変更内容他)	図面	その他関連箇所	技術基準の適合性
28	寸法記号	694	6次	表ト設-気74	気体廃棄設備(6)空調機給気ファン	気体廃棄設備(6)空調機給気ファン(洗浄室・貯蔵室(3)、廃液処理室、排気室、測定室給気系統) 気体廃棄設備(6)空調機給気ファン(廃棄物プレス室、排気室、更衣室、シャワー室給気系統)	変更なし	気廃	図ト設-気3(1/4)-3「給気ファン(AH型複数ユニット)」において、機器図に記載している寸法記号WとLを逆に記載した。	機器図ト設-気3(1/4)-3の寸法記号WとLを修正する。	-	-	6次 P.3765	-	耐震評価の幅および奥行きに係る寸法は現物に合致した入力力がされており、機器図の記載の見直しによる技術基準への影響はない。
29	アンカーボルトの材料	643	6次	表ト設-気33	気体廃棄設備(2)高性能エアフィルタ(2)	気体廃棄設備(2)高性能エアフィルタ(廃棄物缶詰室局所排気系統(1))	改造	気廃	高性能エアフィルタ架台のアンカーボルトの腐食状態の確認するため、ねじを回したところ破断したため、アンカーボルトの交換が必要である。同じ位置にアンカーボルトを設置することができないため、架台にベースプレートを取り付け現在と異なる位置にアンカーボルトを設置する必要があり、フィルタ番号[653]の架台と近接するフィルタ番号[651]の架台を金属カバー設置工事の一環として更新する。 これらの架台更新に伴い、既設のアンカーボルトがなくなるため、材料一覧のアンカーボルト材料で[]の記載が不要となる。	材料一覧のアンカーボルトから[]を削除する。	-	6次 P.1962	-	-	[]と[]は同じ許容値を採用しているため、アンカーボルト材料から[]を削除しても技術基準への影響はない。
30	アンカーボルトサイズ	654	6次	表ト設-気42	気体廃棄設備(3)給気ファン(1)	気体廃棄設備(3)給気ファン(燃料棒溶接室給気系統)	変更なし	気廃	機器図(給気ファンリスト)の燃料棒溶接室給気系統に使用しているファンAHU-4において、アンカーボルトサイズを誤って記載している(既設)。	機器図(給気ファンリスト)のボルトサイズ径を[]から[]へ変更する。	-	-	6次 P.3766	-	耐震3類のため、設工認申請書に検定比を記載していないが、検定比は最大0.38から0.67と検定比が増加することとなるが、評価の余裕の範囲に入っており評価上問題ない。
31	アンカーボルトサイズ	654	6次	表ト設-気43	気体廃棄設備(3)給気ファン(2)	気体廃棄設備(3)給気ファン(ペレット加工室給気系統(2)) 気体廃棄設備(3)給気ファン(ペレット貯蔵室給気系統)	変更なし	気廃	機器図(給気ファンリスト)のペレット加工室給気系統(2)に使用しているファンAHU-1、および、ペレット貯蔵室給気系統に使用しているファンAHU-3において、アンカーボルトサイズを誤って記載している。	機器図(給気ファンリスト)のボルトサイズ径を[]から[]へ変更する。	-	-	6次 P.3766	-	耐震3類のため、設工認申請書に検定比を記載していないが、検定比は最大0.38から0.67と検定比が増加することとなるが、評価の余裕の範囲に入っており評価上問題ない。
32	アンカーボルトの材料	680	6次	表ト設-気63	気体廃棄設備(5)給気ファン	気体廃棄設備(5)給気ファン(廃棄物処理室・排気室給気系統)	変更なし	気廃	気体廃棄設備(5)給気ファンの材料一覧のアンカーボルトには、実際に使用している[]に加え、使用していない[]が記載されている。	材料一覧のアンカーボルトの材料から、[]を削除する。	-	6次 P.1969	-	-	設工認申請書の適正化であり、[]は耐震計算の入力条件としていないため、材料一覧から[]を削除しても技術基準への影響はない。
33	使用していない機器の記載	130	6次	表イ設-49	粉末充填ボックス	粉末充填ボックス	改造	転換	設工認上は電気を使用する設備として配線用遮断器を設置するものとしていたが、現物は電気は使用せず、配線用遮断器を設置していない。	仕様表から、配線用遮断器に関する設計仕様を削除する。	-	仕様表 6次 P.303 追仕様表 7次 P.307	-	溢水説明書 6次 P.5923 6次 P.4690 6次 P.4361 7次 P.2547	設工認申請書の適正化であり、現物は電気を使用しない設備であるので問題ない。
34	寸法	57	6次	表イ設-17	仕上り過機	仕上り過機	改造	転換	(1)設工認上は[]と記載されているのに対し、検査をしたところ[]であった。 (2)設工認上は[]と記載されているのに対し、検査結果は[]であった(既設)。	(1)仕様表、機器図の寸法を[]に修正する。 (2)仕様表、機器図の寸法を[]に修正する。	-	仕様表 6次 P.234 追仕様表 7次 P.241	6次 P.2687 6次 P.2688	-	本設備は耐震1類である。各種寸法が変更となるが、これらの寸法変化を考慮して再評価を実施したところ、現在の耐震上の検定比、現在の耐震上の検定比は部材0.38、据付ボルト0.31に対し変化はなく、耐震・竜巻評価への影響はない事を確認した。
35	寸法	193	6次	表イ設-88	解砕機	解砕機	改造	転換	設工認上はオイルパン寸法について高さ[]と記載されているのに対し、検査をしたところ[]であった。	機器図の寸法を[]に修正する。	-	-	6次 P.2857	火災説明書 6次 P.5700	オイルパンの高さが小さくなるため、オイル貯留能力が小さくなる方向となるが、必要なオイル貯留能力は評価の余裕の範囲に入っており評価上問題ない。 また、オイルパンは設備の下部に設置するものであり、耐震評価モデルには考慮されておらず、影響はない。

使事検（再確認・再検査）によって検出された設工認変更が必要な項目について【設備】

下線部は商業機密情報

No.	分類	安全機能番号	次数	仕様表番号	仕様表名称	設備・機器名称	変更区分	工程	設工認上の問題点	設工認上の対応策	変更区分	仕様表(変更内容他)	図面	その他関連箇所	技術基準の適合性
36	寸法	135	6次	表イ設-53	バグフィルタ(粉末輸送装置①)	バグフィルタ(粉末輸送装置①)	改造	転換	設工認上は[]と記載されているのに対し、検査をしたところ[]であった(既設)。	仕様表、機器図の寸法を[]に修正する。	-	仕様表 6次 P.310 追仕様表 7次 P.314	6次 P.2797	-	本設備は耐震1類である。仕様表、機器図の記載の見直しであるが、高さ寸法が変更となるが、高さが低くなるため、検定比が小さくなる方向である。現在の耐震の検定比は部材0.05、据付ボルト0.06であり、 検定比は数値の変動はないものの、わずかではあるが小さくなる方向となり、十分に裕度内おさまるため、耐震・竜巻評価上の影響はない。
37	アンカーボルト寸法・型式	634	6次	表ト設-気22	スクラバ(ウラン回収第2系列系統)	スクラバ(ウラン回収第2系列系統)	改造	気廃(転換)	設工認上は[]と施工金属拡張アンカーボルト(おねじ)と記載されているが、検査結果は、[]と施工金属拡張アンカーボルト(めねじ)であった(既設)。	仕様表(変更内容)、機器図に、アンカーボルト追設する旨を記載する。材料一覧のアンカーボルトの材料として[]である旨記載する。	-	仕様表 6次 P.1776 材料一覧 6次 P.1957 追仕様表 7次 P.1494	6次 P.3789	6次 P.4706 7次 P.2563	設工認記載に合わせるための工事であり、その際にアンカーボルトを設工認に記載されている[]と異なる[]を用いるが、これらは同じ許容値を採用して評価しているため、材質の変更による技術基準への影響はない。
38	系統図の配管分岐位置	365	6次	表ハ設-58	液受槽(圧縮成型工程)	液受槽(3)	追加	成形	系統図の配管分岐箇所が実際の分岐箇所と整合しない。	系統図を実際の配管分岐箇所に修正する。	-	-	6次 P.3091 6次 P.3111	-	系統図上の配管分岐箇所を実態に整合させる見直しであり、ラインの運用自体に変更はなく、また、耐震サポート評価は修正後のルートで実施していることから、技術基準への影響はない。
39	機器図の外観	245	6次	表イ設-121	回転混合機	回転混合機	改造	成形	回転混合機の蓋の形状が実際の外観と整合しない(既設)。	実際の蓋の形状に機器図を修正する。	-	-	6次 P.2916	-	機器図の外観上の記載の適正化である。必要な閉じ込め機能に対しパッキンを設置することとしており、パッキン構造は同じであるため、統一した構造に記載を変更したものであり、技術基準への影響はない。
40	寸法	756	6次	表ト設-液13	ろ過機	ろ過機	改造	成形	外径φ[]、高さ[]に対して、実測値は外径φ[]、高さ[]であった(既設)。	仕様表(寸法)、機器図の寸法を、外径φ[]、高さ[]に修正する。	-	仕様表 6次 P.1934 追仕様表 7次 P.1534	6次 P.3812	-	当該設備は耐震重要度3類であるが、耐震評価モデルは余裕をみた高さで評価していること、外径は現物寸法とほぼ同じ値を考慮していることから、耐震評価への影響はない。
41	系統図の設備範囲	760	6次	表ト設-液16	集水ビット	集水ビット	改造	成形	系統図の設備の配管範囲が、実際の所掌範囲と異なっていた(既設)。	系統図の設備の配管範囲を、正しい所掌範囲に修正する。	-	-	6次 P.3727 6次 P.3729	-	系統図及び耐震分類系統図の設備配管範囲及び名称の適正化であり、仕様に変更はないため、技術基準への影響はない。
42	寸法	225	6次	表イ設-107	遠心分離機	遠心分離機	改造	転換	設工認上は高さ[]と記載されているのに対し、検査をしたところ[]であった(既設)。	仕様表、機器図の寸法を[]に修正する。	-	仕様表 6次 P.420 追仕様表 7次 P.424	6次 P.2898	-	本設備は耐震1類である。高さ寸法が変更となるが、高さが低くなるため、検定比は小さくなる方向である。現在の耐震上の検定比は据付ボルト0.13であり、 検定比は数値の変動はないものの、わずかではあるが小さくなる方向となり、十分に裕度内おさまるため、耐震・竜巻評価上の影響はない。
43	ユニットの名称	495	6次	表ヘ設-4	大型粉末容器貯蔵架台	大型粉末容器貯蔵架台	改造	成形	ユニット図及び添付説明資料の立体角評価ユニットの対照表および立体角評価結果のユニット名称の誤記。	ユニット図及び添付説明資料の立体角評価ユニットの対照表および立体角評価結果を正しい名称に修正する。	-	-	6次 P.4054	6次 P.5458 6次 P.5469	名称の誤記であり、ユニット寸法、ユニット座標は正しい値のため、技術基準への影響はない。
44	配管の材料	278	6次	表ハ設-12	原料粉末ホッパ	原料粉末ホッパ(2)	改造	成形	原料粉末ホッパ(1)と(2)の配管材料は同じであるが、[](3類配管)は原料粉末ホッパ(1)にのみ記載している。	原料粉末ホッパ(2)の配管材料に[]を追記修正する。	-	材料一覧 6次 P.823	-	-	材料一覧の記載上の適正化であり、耐震サポート評価として当該配管材料はもとより[]で実施しているため、技術基準への影響はない。
45	アンカーボルトの材料	611	6次	表ト設-気8	気体廃棄設備(1)高性能エアフィルタ(2)	気体廃棄設備(1)高性能エアフィルタ	改造	気廃	気体廃棄設備(1)給気ファンの材料一覧のアンカーボルトには、実際に使用している[]に加え、使用していない[]が記載されている。	材料一覧のアンカーボルトの材料から、[]を削除する。	-	6次 P.1952	-	-	[]と[]は同じ許容値を採用しているため、アンカーボルト材料から[]を削除しても技術基準への影響はない。
46	設備の配置	37	6次	表イ設-6	調液貯槽	調液貯槽	改造	転換	調液貯槽(1)-Bについて、現物は飛散防止カバー内に設置しているが、設工認配置図上はカバー外に設置しているように記載されている。	設工認配置図を修正し、カバー内に設置することを示すように修正する。	-	-	6次 P.2556	-	設工認申請配置図の記載の適正化することで、設工認申請書の断面図や、閉じ込め説明書との不整合を修正するものであること、また、現物の状態で閉じ込め機能などの評価が実施されていることから、問題ない。

使事検（再確認・再検査）によって検出された設工認変更が必要な項目について【設備】

下線部は商業機密情報

No.	分類	安全機能番号	回数	仕様表番号	仕様表名称	設備・機器名称	変更区分	工程	設工認上の問題点	設工認上の対応策	変更区分	仕様表(変更内容他)	図面	その他関連箇所	技術基準の適合性
47	アンカー位置	94	6次	表イ設-37	ロータリーキルン	ロータリーキルン(1) ロータリーキルン(2)	改造	転換	ロータリーキルン付属のフードボックスの工事中に、既設アンカー(めねじ形アンカー)との干渉が判明したため、干渉回避して設工認と同じおねじ形アンカーを設置した。このため、設工認機器図のアンカー設置と現物の設置位置に少し相違がある。	機器図におねじ形アンカーを設置した位置を正確に記載する。	-	-	6次 P.2755	-	設工認の耐震評価条件と整合させるために工事計画を変更したものであり、耐震、耐電巻評価上の影響はない。
48	寸法	131	6次	表イ設-50	粉末抜きボックス	粉末抜きボックス	改造	転換	設工認上は架台高さについて[]と記載されているのに対し、検査結果は[]であった(既設)。	機器図の寸法を[]から[]に修正する。	-	仕様表 6次 P.304 追仕様表 7次 P.308	6次 P.2791	-	本設備は耐震1類である。仕様表、機器図の記載の見直しであり、高さの変化による耐震評価上の感度を考慮すると、0.5%の増加となるが、検定比0.55に対し数値の変化はなく、耐震・電巻評価に影響はない。
49	寸法	143	6次	表イ設-59	粉末輸送装置① ホッパ部②	粉末輸送装置①ホッパ部②	改造	転換	設工認上は高さ寸法について[]と記載されているのに対し、検査結果は[]であった(既設)。	機器図の寸法を[]から[]に修正する。	-	仕様表 6次 P.322 追仕様表 7次 P.326	6次 P.2808	-	本設備は耐震1類である。高さ寸法が変更となるが、高さが低くなるため、検定比が小さくなる方向であること、現在の耐震上の検定比は部材0.04、取付ボルト0.62であり、検定比は数値の変動はないものの、わずかではあるが小さくなる方向となり、十分に裕度内おさまるため、耐震・電巻評価上の影響はない。
50	アンカーボルトの材料	237	6次	表イ設-115	粉砕機	粉砕機	改造	転換	材料一覧にアンカーボルトの材質について不要な[]を記載していた。材料一覧との整合を図るため、不要なアンカーを追設した。	材料一覧からアンカーボルト[]を削除する。機器図に、追設したアンカーボルトを示す。(ただし、本アンカーボルトは耐震評価上は考慮しないもの。)	-	材料一覧 6次 P.570	6次 P.2909	-	本設備は耐震2類である。材料一覧から不要なアンカーボルト材質を削除すること、及び、耐震評価上考慮していないアンカーボルトを機器図上に示すものであり、耐震・電巻評価への影響はなく、技術基準への影響はない。
51	寸法	750	7次	表ト設-液15	測定室回収ビット	測定室回収ビット	改造	環境	測定室回収ビットの深さ寸法が設工認上は[]と記載されているのに対して、使事検で、[]であったことが判明した(既設)。	機器図(代表図)の深さ寸法を[]から[]に修正する。	-	7次 P.1345	7次 P.2010	-	本設備は耐震1類である。機器図、仕様表の記載の見直しであり、高さ寸法が変更となるが、高さが低くなる方向であり、検定比は低減する方向となる。現在の耐震上の検定比は0.02であり、検定比は数値の変動はないものの、わずかではあるが小さくなる方向となり、十分に裕度内おさまるため、耐震評価上の影響はない。 尚、必要な容量はビット内の貯槽液位計までの高さであり、この高さ寸法は変わりなく、今回の寸法変更による影響はない。
52	寸法	804	7次	表ト設-固11	ドラム缶用廃棄物プレス	ドラム缶用廃棄物プレス	改造	環境	ドラム缶用廃棄物プレスの高さ寸法が設工認上は[]と記載されているのに対して、使事検で[]であったことが判明した(既設)。	機器図(代表図)の高さ寸法を[]から[]に修正する。	-	7次 P.1374	7次 P.2044	-	耐震3類のため、設工認申請書に検定比を記載していないが、当該設備は高さが高くなるため、再評価したところ、検定比0.88に対し0.91と増加するものの、検定比は1未満であり、評価上問題ない。
53	変更内容	97	6次	表イ設-39	ガスヒータ	ガスヒータ	改造	転換	ガスヒータ本体部について、老朽化のため更新したが仕様表変更内容に、更新することを記載しなかった。	仕様表にガスヒータ本体部更新する旨を記載する。	-	仕様表 6次 P.282	-	-	変更内容の見直しであり、同一仕様品への交換であるため、仕様に変更はなく、影響はない。
54	寸法	54	6次	表イ設-15	遠心分離機(固液分離用)	遠心分離機(固液分離用)	改造	転換	設工認上は高さ[]と記載されているのに対し、検査をしたところ[]であった(既設)。	仕様表、機器図の寸法を[]に修正する。	-	仕様表 6次 P.229 追仕様表 7次 P.236	6次 P.2677	-	本設備は耐震1類である。高さ寸法が変となるが、高さが低くなる方向であり、検定比は低減する方向となる。現在の耐震上の検定比は据付ボルト0.23であり、検定比は数値の変動はないものの、わずかではあるが小さくなる方向となり、十分に裕度内おさまるため、耐震・電巻評価上の影響はない。
55	寸法	166	6次	表イ設-71	遠心ろ過機	遠心ろ過機	改造	転換	設工認上は高さ[]と記載されているのに対し、検査をしたところ[]であった(既設)。	仕様表、機器図の寸法を[]に修正する。	-	仕様表 6次 P.346 追仕様表 7次 P.350	6次 P.2829	-	本設備は耐震1類である。高さ寸法が変更となるが、これは誤記の訂正を図るものであり、評価モデルとしては、下部を含めて全高で評価している。全高は変更しないこと、現在の耐震上の検定比は据付ボルト0.22であり、検定比に変化はなく、十分に裕度内おさまるため、耐震・電巻評価上の影響はない。

使事検(再確認・再検査)によって検出された設工認変更が必要な項目について【設備】

下線部は商業機密情報

No.	分類	安全機能番号	次数	仕様表番号	仕様表名称	設備・機器名称	変更区分	工程	設工認上の問題点	設工認上の対応策	変更区分	仕様表(変更内容他)	図面	その他関連箇所	技術基準の適合性
56	機器図の外観	90	6次	表イ設-35	リサイクル粉受けホッパ	リサイクル粉受けホッパ	改造	転換	設工認上は、L鋼と架台床面でオイルパンの機能を達成しているのに対し、床面に切り欠きがあり、オイルパンの機能を達成できない部分があった。	切り欠き部分下部に追加のオイルパンを設置し、オイルパン機能を達成する。この、追加オイルパンを機器図に追記する。	-	-	6次 P.2742 6次 P.2743	-	オイルパンの機能を発揮できるように機器図の記載を見直すとともに、オイルパンの設置工事を実施するものであり、技術基準への適合に影響はない。なお、保有オイルに対するオイルの貯留能力は変更前のオイルパンで十分であり、今回の変更は、切り欠き部からの漏れを防止するために設置するものであることから、容量は更に大きくなることとなり問題ない。このため機器図の修正のみ行い、火災説明書については修正を加えない。
57	ダンパの材料	608 620	5次	表ト設-3	気体廃棄設備(1)地震運動閉止ダンパ	気体廃棄設備(1)地震運動閉止ダンパ	新設	気廃(転換)	設工認の材料一覧上は、ダンパ材質は[]と記載されているのに対し、ダンパの口径により、[]製のダンパと[]製のダンパの2種類があった。	材料一覧のダンパ材質について[]と[]を併記する。	-	材料一覧 5次 P.151	-	-	1時間耐火を満たすためには今回の追記する材料でも要求を満たすことから、この変更に対する影響はない。
58	系統図の配管分岐位置	1	5次	表イ設-1	蒸発器	蒸発器	改造	転換	設工認上は蒸発器の付属配管への窒素配管接続は分岐後と記載されているのに対し、検査をしたところ窒素配管は分岐前に接続していた。	機器図の系統について、窒素配管接続位置を分岐前に修正する。	-	-	5次 P.365 5次 P.366 5次 P.372	-	現物(修正後の系統)で耐震評価を実施しており、影響はない。また、窒素は、UF6配管内を加圧し、運転開始(UF6ガスを流す)前の系統の漏えい確認に使用するものであり、今回の窒素配管の分岐位置の相違は、窒素の使用法に影響は与えない。
59	アンカーボルトサイズ	609	6次	表ト設-気1	気体廃棄設備(1)給気ファン(1)	気体廃棄設備(1)給気ファン(転換加工室給気系統) 気体廃棄設備(1)給気ファン(転換加工室・チェックタンク室給気系統)	変更なし	気廃	図ト設-気3(1/4)-2「給気ファン(AH型単一ユニット)」安全機能番号(609)の給気ファンリストにおいて、アンカーボルトサイズが[]と記載されているのに対し、現物は[]と[]を使用していた(既設)。	機器図のアンカーボルトサイズを修正する。	-	-	6次 P.3764	-	耐震3類のため、設工認申請書に検定比を記載していないが、検定比は0.40から0.55となるが、評価の余裕の範囲に入っており問題ない。
60	ダンパの材料	699	6次	表ト設-気79	気体廃棄設備(6)排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(シリンダ洗浄棟)	気体廃棄設備(6)排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(シリンダ洗浄棟)	新設	気廃	気体廃棄設備(6)排気逆流防止ダンパの材料一覧のダンパ本体には、実際に使用している[]に加え、使用していない[]が記載されている。	材料一覧のダンパ本体の材料から、[]を削除する。	-	材料一覧 6次 P.1975	-	-	使用していない材料記載の削除であり、技術基準への影響はない。
61	ダクトの材料	706	6次	表ト設-気85	気体廃棄設備(6)排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)(洗浄室・貯蔵室(3)、廃液処理室局所排気系統)	改造	気廃	気体廃棄設備(6)排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)の放射性気体廃棄物と接触する部位において、乾燥機からの排気ダクト材料である[]が材料一覧から抜けていることが判明した。	材料一覧の放射性気体廃棄物と接触する部位のダクト材料に[]を追加する。	-	材料一覧 6次 P.1977	-	-	当該ダクトは温度100°C前後の乾燥機で固体廃棄物及びシリンダ内部の洗浄残渣を乾燥させた際に発生する水蒸気を排気するためのもので、耐食性が必要なため、従来から耐食性のある材料として[]を用いていた。今回、従来から使用していた材料を材料一覧に追記するものであり、技術基準への影響はない。
62	アンカーボルトの材料	723	6次	表ト設-液9	集水槽(チェック)	集水槽(チェック)A 集水槽(チェック)B	改造	転換	設工認の材料一覧上は、アンカー材質は[]と記載されているのに対し、アンカーの材質は[]が使用されていた。(なお、集水槽(チェック)Cについては、[]が正しい。)	材料一覧のアンカーボルト材質について[]と[]の並記に修正する。	-	材料一覧 6次 P.1986	-	耐電巻計算書 6次 P.5889	いずれの材料もステンレス鋼であり、耐震3類のため、設工認申請書に検定比を記載していないが、機械的強度についてはわずかに低くなるものの、評価結果に影響を与えない範囲であり、影響はない。また、耐震評価に用いているボルトサイズは変更はなく、評価上の影響はない。なお、電巻評価に対して、アンカーボルトの許容値が誤って記載されていた点については、正しい値を反映し、検定比が0.09から0.30と大きくなるが、評価の余裕の範囲に入っており問題ない。
63	寸法	245	6次	表イ設-121	回転混合機	回転混合機	改造	成形	回転混合機の外寸の高さ寸法について、設工認上の[]に対して、測定結果は[]であった。	仕様表及び機器図の高さ寸法を[]から[]に修正する。	-	仕様表 6次 P.448 追仕様表 7次 P.452	6次 P.2916	-	寸法の記載適正化である。耐震モデルとしては、全高は用いられておらず、今回の寸法の記載適正化による耐震評価への影響はなく、技術基準への影響はない。

使事検（再確認・再検査）によって検出された設工認変更が必要な項目について【設備】

下線部は商業機密情報

No.	分類	安全機能 番号	回数	仕様表番号	仕様表名称	設備・機器名称	変更区分	工程	設工認上の問題点	設工認上の対応策	変更区分	仕様表 (変更内容他)	図面	その他関連個 所	技術基準の適合性
64	めねじアン カー	-	2次	-	-	(「1-2 検査の項目及び方 法」)	-	-	設工認では、「アンカー（めねじ形）」を用いている場合で も、材料としての検査対象は「おねじ」が対象であり、材料 一覧でもアンカーボルトとして記載している。一方、機器 図では「アンカー（めねじ形）」を用いているかどうか識別 されておらず、材料一覧で示すアンカーボルトが「おねじ」 なのか「めねじ」なのか明確ではない。	設工認上の記載を明確化するため、 「1-2 検査の項目及び方法」に 下記の注記を追加する。 (添付図面に関する注記) 図面では、床又は壁への設備機器 の取り付けに用いるボルトを「アン カーボルト」と称している。めねじ 形アンカーの場合は、「アンカーボ ルト」と称するおねじが検査対象と なる。	-	-	-	2次 P.236	本変更は図面のアンカーボルトの記載と検査対象を明確に 対応付けるためのものであり、検査結果に影響せず、技 術基準への影響はない。
65	めねじアン カー	-	4次	-	-	〃	〃	〃	〃	〃	-	-	-	4次 P.524	〃
66	めねじアン カー	-	5次	-	-	〃	〃	〃	〃	〃	-	-	-	5次 P.283	〃
67	めねじアン カー	-	6次	-	-	〃	〃	〃	〃	〃	-	-	-	6次 P.2171	〃
68	めねじアン カー	-	7次	-	-	〃	〃	〃	〃	〃	-	-	-	7次 P.1721	〃